

人事委員会規則七―三三（給料表の適用範囲）の一部を改正する規則をここに公布する。
令和七年三月二十八日

秋田県人事委員会委員長 西野 三紀子

人事委員会規則七―三三（給料表の適用範囲）の一部を改正する規則
人事委員会規則七―三三（給料表の適用範囲）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（教育職給料表（一）の適用範囲）</p> <p>第三条 教育職給料表（一）は、次に掲げる職員に適用する。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 教育庁（地方機関を含む。第三条の二第一項第三号において同じ。）、総合教育センター、図書館、生涯学習センター、少年自然の家、近代美術館、博物館、農業科学館又は埋蔵文化財センターに勤務する所長（教育事務所に勤務する所長を除く。）、館長、副所長、副館長、主任指導主事、主任社会教育主事、主任管理主事、主任学芸主事、指導主事、社会教育主事、管理主事、学芸主事、指導主事補及び社会教育主事補（教育職給料表（一）の適用を受けていた職員（人事委員会が定める職員を除く。）から引き続き当該職員となった者及び人事委員会がこれに準ずると認める者に限る。）</p> <p>五・六 略</p> <p>2 略</p> <p>（教育職給料表（二）の適用範囲）</p> <p>第三条の二 教育職給料表（二）は、次に掲げる職員に適用する。ただし、第一号及び第二号に掲げる職員のうち、教育職給料表（一）の適用を受ける者を除く。</p> <p>一・二 略</p>	<p>（教育職給料表（一）の適用範囲）</p> <p>第三条 教育職給料表（一）は、次に掲げる職員に適用する。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 教育庁（地方機関を含む。第三条の二第一項第三号において同じ。）、総合教育センター、図書館、生涯学習センター、少年自然の家、近代美術館、博物館、農業科学館又は埋蔵文化財センターに勤務する所長（教育事務所に勤務する所長を除く。）、館長、主任指導主事、主任社会教育主事、主任管理主事、主任学芸主事、指導主事、社会教育主事、管理主事、学芸主事、指導主事補及び社会教育主事補（教育職給料表（一）の適用を受けていた職員（人事委員会が定める職員を除く。）から引き続き当該職員となった者及び人事委員会がこれに準ずると認める者に限る。）</p> <p>五・六 略</p> <p>2 略</p> <p>（教育職給料表（二）の適用範囲）</p> <p>第三条の二 教育職給料表（二）は、次に掲げる職員に適用する。ただし、第一号及び第二号に掲げる職員のうち、教育職給料表（一）の適用を受ける者を除く。</p> <p>一・二 略</p>

三 教育庁、総合教育センター、図書館、生涯学習センター、少年自然の家、近代美術館、博物館、農業科学館又は埋蔵文化財センターに勤務する所長（教育事務所に勤務する所長を除く。）、館長、副所長、副館長、主任指導主事、主任社会教育主事、主任管理主事、主任学芸主事、指導主事、社会教育主事、管理主事、学芸主事、指導主事補及び社会教育主事補（教育職給料表(二)の適用を受けていた職員から引き続き当該職員となつた者及び人事委員会がこれに準ずると認める者に限る。）

四 略

2・3 略

三 教育庁、総合教育センター、図書館、生涯学習センター、少年自然の家、近代美術館、博物館、農業科学館又は埋蔵文化財センターに勤務する所長（教育事務所に勤務する所長を除く。）、館長、副所長、副館長、主任指導主事、主任社会教育主事、主任管理主事、主任学芸主事、指導主事、社会教育主事、管理主事、学芸主事、指導主事補及び社会教育主事補（教育職給料表(二)の適用を受けていた職員から引き続き当該職員となつた者及び人事委員会がこれに準ずると認める者に限る。）

四 略

2・3 略

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。